

横浜市基本都市計画審議会

答申案起草小委員会会議録(要旨)

日時 昭和45年4月15日 PM 6.00~7.00

場所 K.K. 翠光

横浜市企画調整室

出席者

- 委員
- 学識経験者 内藤委員、成田委員、社委員
  - 市会議員 加瀬委員、稲井委員、星野委員
  - 市議員 山本委員、(宇野委員欠席)
  - 市職員 鈴木委員、野村委員
- 幹事 田村企画調整部長、有澤副主任
- 市内計画部長、猪狩都市計画課長

会議 (座長 鈴木委員)

1. 配布資料の説明

- 主として才女回着議会議事録要旨の朗読及び質疑によってこれを確認した。

2. 答申等起草の方法について

加瀬委員

自民党としては、4月18日に市長、企画調整部長、計画局長らの出席をおいて団会議を開き、採引さに関わる態度を検討することになっていたので、今日こゝで答申等をまとめることには賛成ではない。果のスケジュールに合わせることを、神奈川県は他の都府県に

比して早いので、それ程急ぐことはない。

・ 鈴木委員

母のスケジュールでは、5月1日から概算の  
予定であり、市としてまとめるだけそれに合  
わせたい。この答申もまとめるだけ早くいた  
と、市の考え方を早く出すよう県から強く要  
望されているので協力願いたい。

・ 星野委員

市当局の答申原案を審議して答申案を作成す  
るのは結構だが、吾々としては、この答申に  
基づき、市当局がどのように採引するの  
ものを修正するかが気になる。これによつて隣接  
都市との関係や開発計画との関係等をほつ  
りさせたい。

・ 山本委員

案案に対する意見や陳情があつたのと同時に  
修正案についても当然種々の意見があり、こ  
れを全面的に取入れない限り、何回くり返し  
ても済みがたい。しかし意見を全部取入れ  
るとは不可能なのだから、或る程度はこれを

押通すだけの理由ついで説得力がほしいと思  
うが、それがあるかどうかが心配だ。

・ 鈴木委員

先の審議会で一応の修正案を示したが、これ  
を更につめ、実質的に審議をつくした修正が  
なされたから答申を得たのでは間に合わない。  
答申を尊重した修正については、市当局にお  
任せのねじとことでの了解のねじ。よって、  
本日事の局が用意した答申原案をお配りして  
これを中心に審議のねじとこととしてよろし  
いか。

・ 加瀬委員

先にも云った通り自民党は18日に国会議を  
開くので、本日の小委員会では答申案を作成す  
ることは困る。どうしても結論を出さないのであ  
れば、市当局において、誰にでも納得できる  
よう修正をすること前提とされる。

・ 星野委員

原案、修正案を示され、過去々回の審議会  
で審議し、答申案をこの小委員会で起草するこ

4  
ことになって、これ本日各委員が拿つたの  
から、答申準備のための審議とするのが筋  
だと思ふ。

。 征委員

横浜市全体の将来を見通し、並に市民のため  
の採引きであると言う論理と決意のもとに行  
はうべきで、市民の單なる利害関係に基づき  
意見のみを引きつられることのまいようにな  
すべきである。

。 加藤委員

答申準備と作ることに反対はしないが、今迄も  
種々意見のあつた箇所がどうなるかが問題だ  
ので、これをはっきりさせたい。どうしても  
今の時矣でこれができぬのなら、答申の骨  
子をもとにして修正をする旨事の局の拘束が  
できるのであれば止むを得ない。

。 鈴木委員

全部の意見を反映させることは事實と不可能  
だが、筋の通つた良識のあるものは充分検討  
し必要を修正とする。先にも云つた通り、早

5  
のスケジュールとの関係もあるので、こゝで  
事の局原案をお示ししてよろしいか。

3. 答申原案についての審議

答申原案の配布及び朗読

○ 山本委員

事の局原案のⅡ項列的基準(1) - aについて  
表現と多少問題がある。

○ 松井委員

山本委員の云われている箇所、市街化区域  
を漫然と拡大することは避けるべきであるこ  
のことは結構だが、現状は既に漫然とスパー  
ー化している。そこで住民の意見を聞き中  
間に変更し漫然としてくるので、市のリーダ  
ーシップの基に段階的整備計画と具体的に  
明示すべきである。また絆引を単なる絆引  
とに終らせたいため、関係法規の改正等にも  
市長は努力すべき旨を答申すべきである。

○ 内藤委員

段階的整備とは、市街化区域を段階的に拡が  
て行くことを指すのか、又は市街化区域内

での都市施設等と段階的に整備するところの  
か、どちらの意味か。

○ 田村幹事

市街化区域を段階的に拡大して整備して行く  
この意味である。

○ 梶井委員

ここに言う道路とは、都市計画道路と主要地  
方道をも含むのか。又、下水施設のほか河川  
整備についても入れるべきではないか。

○ 野村委員

土地区画整理法には道路、公園等の公共施設  
とあるので、都市計画道路等をも含むが、学  
校等の公益施設は含まれない。この公益施  
設について開発者の負担で整備させる旨の内  
容とするときは、法律の枠を越えるのでまづ  
いと思ふ。なお、河川は公共施設に含まれる。

○ 梶井委員

だから土地区画整理法を改正して、公益施設  
の整備と義務づけられるよう市長は努力すべ  
き旨答申の盛り込みである。

- 成田委員  
私もそのことに賛成であるので、宅地審議会  
でその旨発言してさる。開発に伴う公衆施設  
を整備せよとは、公営同様社会的負担と考へらる。

- 内藤委員  
市街化区域内の農地に対する固定資産税の評  
価等税制との関係はどうなるか。

- 田村幹事  
雨三の審議会でも申し上げたとおり、現行法  
令では何の定めもないが、今後当然市街化  
区域内の農地は、宅地並に評価すべきと考へ  
られる。なお、当審議会からもその旨の答申  
があればありがたいと考へる。

- 成田委員  
私の意見書にもそのことが書いてある通り、  
私もそう考へる。

- 梅井委員  
市街化の阻害としてゐる空地は充分その対  
策を考へるべきだが、逆に都市の持地として  
保存すべきところは、減免等の措置を講ずる  
べきである。特に固定資産税について。



星野委員

この問題は、もっと高い次元で議論されるべきものである。全協説明その他今後の審議の過程でも税制との関係については一置して、採引と税制とは直接関連しない旨答弁されているので、考え方としてどうあるべきかと言うことはわかるが、こゝで入れることは逆脱していると思う。

成田委員

採引と税制とは、本来有価物に一体的に検討し、必要の改正をすべきところから言いつてはいいか。

内藤委員

都市計画税は市街化区域、調整区域とで差があるのか。

野村委員

そのことはについては、まだ何の決定もない。

内藤委員

固定資産税の時価詳細等がよづかしければ、都市計画税と採引との差をつくらせようか。

・ 梅井委員、内藤委員

いろいろ答申草案について意見があった箇所は、事の局として整理してまとめて欲しい。

・ 鈴木委員

以上皆さんからいただいた法律改正その他の前向きな意見は、何れも貴重な意見であるので、答申書の末尾に市長の努力義務としてつけ加えることではないか。

・ 田村幹事

ではそのことは、採択されるについて考慮すべき事項としてつけ加えることにしたい。

・ 全委員

了解。

以上